平成２４年（フ）第１３６号
沖縄県うるま市勝連平安名1655番地１　有料老人ホームよかつの家
債務者　新垣　武久
１　決定年月日時　平成24年７月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１８５６号
埼玉県蕨市塚越１丁目４番10号
破産者　有限会社ティエムシー
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４７５号
東京都文京区本郷３丁目35番３号
破産者　株式会社年筋トレーニング普及協会
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７８号
京都府京丹後市網野町網野981番地
破産者　株式会社倉田電気工業所
１　決定年月日　平成24年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第２９０１号
北海道千歳市清流７丁目６番８号
破産者　さくら交通有限会社
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９７号
群馬県太田市新田木崎町1417番地１
破産者　高崎電工株式会社
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第８４２号
横浜市瀬谷区阿久和東２丁目43番地12
破産者　有限会社稲垣工業
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０５号
川崎市高津区久末395番地11
破産者　有限会社都市建装
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７４号
富山県砺波市豊町１丁目16番24号
破産者　テルス株式会社
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１６０号
富山県小矢部市西福町７番４号
破産者　石丸　　誠
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１５０号
石川県小松市白江町ロ83番地１
破産者　小松建設株式会社
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第３０号
三重県四日市市城西町15番32号
破産者　株式会社桜マイカーセンター
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
三重県四日市市浮橋１丁目18番地８
破産者　松田　正博
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第３６３１号
大阪市西区新町２丁目20番６号　グレースビル４階、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区西心斎橋２丁目12番22号
破産者　ヴィンテージホテルアンドリゾートコンサルタンツ株式会社
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２９７号
大阪市港区市岡１丁目18番17号
破産者　株式会社大阪相互
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５８号
大阪市阿倍野区阿倍野筋１丁目５番31号アポロビルＢ２
破産者　株式会社アンビション
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６０号
三重県伊賀市小田町721番地の13
破産者　株式会社オールリブネィチャー
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８８号
大阪市中央区伏見町２丁目３番７号大拓ビル14―601号
破産者　株式会社極
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２５号
大阪市淀川区田川北１丁目13番17号
破産者　有限会社竹藤金属製作所
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４０６号
大阪市中央区道修町２丁目１番10号
破産者　トリコフィールド株式会社
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７１０号
大阪市中央区島之内１丁目15番30号
破産者　有限会社コンコルド
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９０１号
大阪市平野区加美東１丁目２番21号
破産者　金属化研株式会社
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部